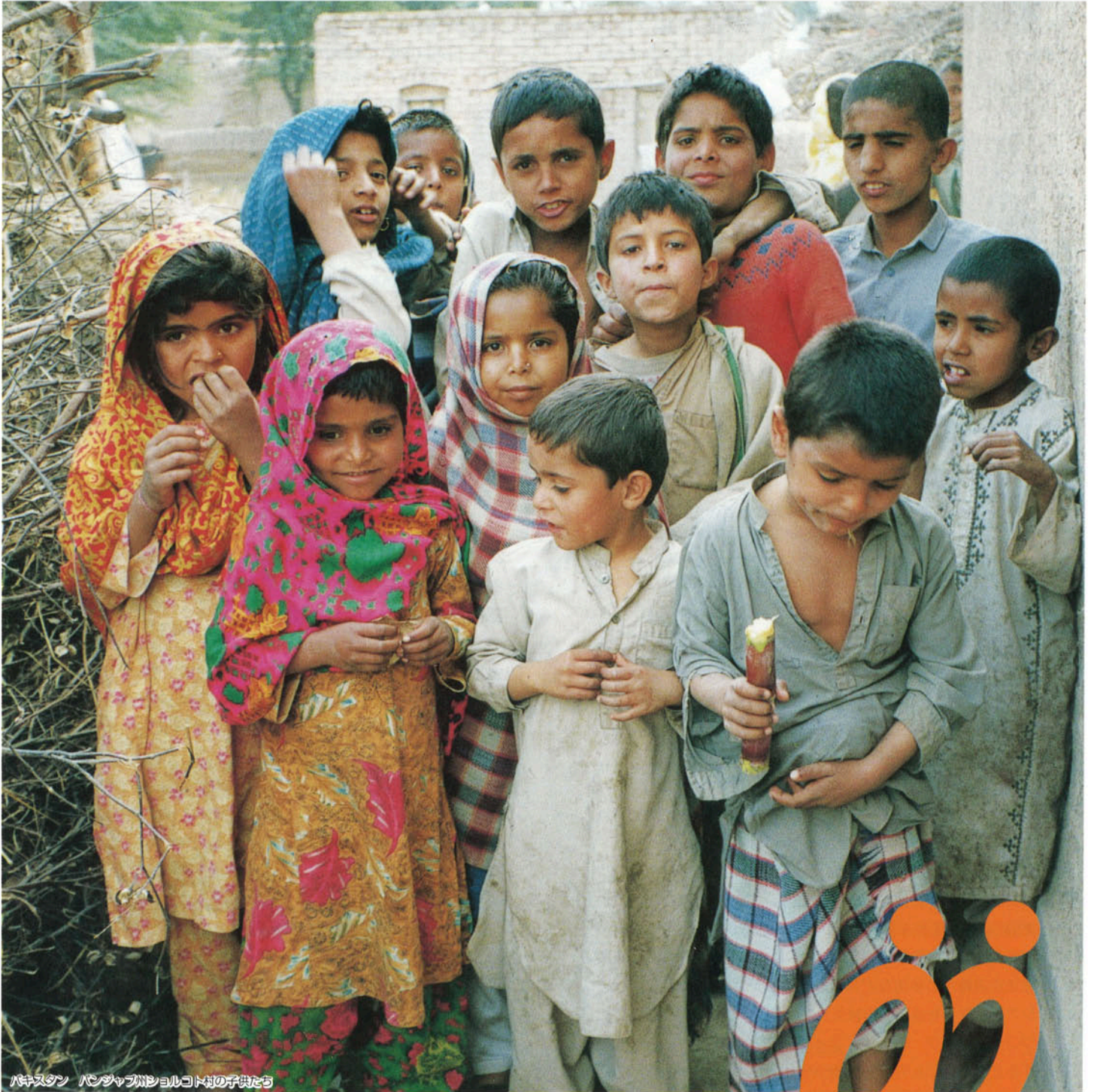


# Asian Breeze



**KFAW**

第4回世界女性会議を終えて.....2  
 いま、女性たちは — WOMEN TODAY —.....6  
 海外通信員レポート.....7  
 女性の地位向上のための行政官セミナー.....10  
 フォーラムの窓 .....11

OCTOBER 1995 No. **15**

## 第4回世界女性会議を終えて



アジアでは初めての世界女性会議が中国・北京で開催されました。9月4日～15日に開かれた政府間会議には、これまでで最多の190か国の政府代表が参加し、21世紀に向けての女性の地位向上のための指針となる「行動綱領」と「北京宣言」を採択しました。

また、政府間会議と並行して、8月30日～9月8日に北京から約50キロ離れた懷柔県でNGOフォーラム'95が開かれ、約31,000人が参加してワークショップや展示などを行いました。

アジア女性交流・研究フォーラム(KFAW)からは、KFAWのスタッフと市民の有志、総勢36人が参加し、政府間会議を傍聴するとともに、NGOフォーラム会場では9月6日に2つのテーマでワークショップを開催しました。政府間会議の概要を総理府男女共同参画室長の名取はにわさんに報告していただくとともに、NGOフォーラムの様子を報告します。

### 政府間会議

#### ●第4回世界女性会議に参加して

総理府男女共同参画室長 名取はにわ

世界女性会議には、約190か国、国連システム、専門機関、政府間機関、NGO等報道陣も含めて約17,000人が参加しました。日本からは、女性問題担当大臣の野坂内閣官房長官を首席代表とする代表団が派遣されました。国会議員も23人が参加、また、NGOからも過去最高、4人が政府代表団顧問として加わりました。

9月4日午後、開会式が行われ、引続き元首を首席代表とする国が演説しました。会期中、会場に入りきれない人びとが、テレビモニターを通して会議に参加する姿が見られました。

野坂内閣官房長官・女性問題担当大臣は、5日、5番目にステートメントを述べ、男性が真剣に取り組むことが男女共同参画社会の実現の鍵である旨を強調しました。そして、行動綱領には3つの柱があるとして、第1のエンパワメントの中では、教育、雇用、意思決定過程への参加などに取り組むほか「途上国の女性支援イニシアティブ」を推進する旨を、第2の女性の人権尊重の中では、リプロダクティブ・ヘルス/ライツに対する国際的合意を高く評価するとともに、女性が売買春や性犯罪、性的搾取の犠牲にならないよう対処し、女性に対する暴力に対して7月に発足した「女性のためのアジア平和基金」と協力していく旨を、第3に女性と男性、NGOと政府、国境を越えた女性問題解決へのパートナーシップの強化を強調しました。

5日からは、行動綱領を審議するため、2つのワーキング・グループが開かれました。この行動綱領案は360余のパラグラフに及び、全文章の約2割が未合意でした。また、北京宣言の文案もできていませんでした。そこで、ワーキング・グループだけでは調整が困

難なものについてはコンタクト・グループやそのほかの小さな会議を開いて検討を行い、その結果をワーキング・グループに戻し、さらにその結果を主要委員会にかけました。主要委員会においては最終日の15日午前4時30分によやく合意に達し、同日夜、全体会議で北京宣言と行動綱領が採択されました。

今後、我が国はこの行動綱領に如何に取り組むべきか、言わばこれからが本番です。会議の準備段階を通じて、また、北京においては交流会・意見交換会等を通じて築き上げてきたNGOとの連携を今後も継続していきたいと思います。まず、10月5日、第4回世界女性会議国内準備委員会拡大NGO部会を開催し、北京会議の報告を行ったほかNGOの皆様と北京会議のフォローアップについて意見交換を行いました。その他いろいろな機会を通じて、国民的広がりのある男女共同参画社会づくりを目指していきたいと思っています。



▲左から 名取室長、中村道子政府代表団顧問、鎌田暎子日本国内委員会NGO部会長

## 行動綱領

今回の世界会議の目的は、国際婦人年（1975年）以来の世界の女性の到達目標である「平等・開発・平和」を、ナイロビ将来戦略にそってさらにより具体的に確実に実行するために、女性政策の国際的な指針を行動綱領として合意し採択することでした。とりわけ、世界の女性の状況の中で、女性の地位向上の障害として認識される12の領域について、これを解決するための戦略について検討がなされました。

政府間会議が進められる中で、世界のNGO代表者たちは、健康、経済的公平、環境、人権などの論点やヨーロッパやアラブなどの地域ごとのコーカス（政策作成・立案のための会議）をつくり、政府代表の演説やワーキング・グループの傍聴、ロビー活動などを国際

的なネットワークで行いました。KFAWの代表も、ジャパンNGOコーカスをはじめ、いくつかのコーカスに参加しました。

行動綱領の討議の中で特に浮き彫りになったのが、女性の性に関する権利をめぐる宗教上の価値観の対立で、欧州連合など性に対して革新的な国ぐにとパチカンやイスラム諸国との間で、意見が対立しました。最終的に、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する権利）」については、カイロ人口会議とほぼ同様の表現で合意ができ、欧州連合などが主張した同性愛を含む「セクシュアル・ライツ（性的権利）」については、この言葉自体は綱領には入れず、その主張を取り入れて「性に関する事項を自ら自由に決定することができる」という表現を行うことで決着が図られました。

### 行動綱領（第4章戦略目標及び行動）

#### A 女性と貧困

1. 貧困女性のニーズや努力に対処する経済政策及び開発戦略の推進
2. 経済資源への平等な権利とアクセスを保障するための法律や行政制度の改正
3. 貯蓄や信用貸付へのアクセスの提供
4. 貧困の女性化に対処するためのジェンダーに基づく方法論の開発・調査

#### B 女性の教育と訓練

1. 教育への平等なアクセスの確保
2. 女性の中の非識字の根絶
3. 職業訓練、科学、技術及び継続教育へのアクセスの改善
4. 非差別的な教育・訓練の開発
5. 教育改革の実施に十分な資源の配分
6. 少女や女性のための生涯にわたる教育・訓練の促進

#### C 女性と健康

1. 良質の保健、情報及び関連サービスへのアクセスの増大
2. 女性の健康増進のための予防的プログラムの強化
3. 性感感染症、AIDS/HIV、リプロダクティブヘルスの問題に対処するジェンダーに配慮した事業への着手
4. 女性の健康に関する研究の促進及び情報の普及
5. 女性の健康のための資源の増加、フォローアップの監視

#### D 女性に対する暴力

1. 女性に対する暴力を防止し根絶するための総合的な対策の実施
2. 女性に対する暴力の原因、結果、予防策の研究
3. 女性の人身売買の根絶と売春や人身売買の被害女性の支援

#### E 女性と武力紛争

1. 紛争解決の意思決定への女性の参加増大と紛争や占領下の女性の保護
2. 過剰な軍事費の削減及び兵器入手の抑制
3. 非暴力的紛争解決の助長と紛争下での人権侵害の減少
4. 平和の土壌づくりに対する女性の寄与の助長
5. 難民女性や避難民女性に対する保護、支援及び訓練の提供
6. 植民地及び自治権を持たない領地の女性の支援

#### F 女性と経済

1. 雇用や適切な労働条件へのアクセスや経済資源の管理など女性の経済的な権利及び自立の促進
2. 資源、雇用、市場及び取引への平等なアクセスの促進
3. 低収入の女性に対する業務サービス、訓練並びに市場、情報及び技術へのアクセスの提供

4. 女性の経済能力と商業ネットワークの強化
5. 職業差別及びあらゆる形態の雇用差別の撤廃
6. 女性及び男性の、職業と家族責任の両立の促進

#### G 権力及び意思決定における女性

1. 権力構造及び意思決定への女性の平等なアクセス及び完全な参加の保障
2. 意思決定及び指導的立場への女性の参加能力の向上

#### H 女性の地位向上のための制度的な仕組み

1. 国内本部機構及びその他の政府機関の創設・強化
2. 法律、政策、プロジェクトへのジェンダーの視点の組み込み
3. 立案及び評価のための男女別のデータや情報の作成・普及

#### I 女性の人権

1. あらゆる人権規程、特に女子差別撤廃条約の完全な実施と女性の人権の保護
2. 法の下での平等と実際の平等及び非差別の保障
3. 女性の人権に関する法の理解・認識

#### J 女性とメディア

1. メディアや新たな通信技術における、またそれらを通じた表現及び意思決定への女性の参加とアクセスの増進
2. バランスのとれた、固定観念にとらわれない女性の描写の促進

#### K 女性と環境

1. 環境に関する意思決定への女性の積極的な参加
2. 持続可能な開発のための政策や計画へのジェンダーの視点の組み込み
3. 開発・環境政策が女性に及ぼす影響を評価するための国内、地域及び国際レベルのメカニズムの創設・強化

#### L 少女

1. 少女に対するあらゆる形態の差別の撤廃
2. 少女に対する否定的な文化及び慣行の撤廃
3. 少女の権利保護と少女のニーズや可能性に対する認識の高揚
4. 教育、技能開発及び訓練における少女への差別の撤廃
5. 健康及び栄養における少女への差別の撤廃
6. 児童労働からの経済的搾取の撤廃と働く少女の保護
7. 少女に対する暴力の根絶
8. 少女の社会的、経済的、政治的な生活への認識及び参加の助長
9. 少女の地位を向上させるための家族の役割の強化

## ●私たちの決意を行動へ

ジャーナリスト(インド) ラジニ・タンダン

北京会議は私にとって、まさに一生の思い出となる経験でした。私はインドの非営利メディア団体であるナショナル・メディア・センターの代表として、NGOフォーラムだけでなく政府間会議への参加も認められていました。

すべてのコーカスと会合を追うのは至難の業です。私は障害を持つ女性の領域と少女の領域に焦点をあてることにしました。そこで、女性障害者コーカスと少女コーカスに出席し、そこで行われた演説はすべて聴き、分析し、具体的なコミットメントを抜き出し、そうすることによって、この領域に精通していただけるようにしました。女性障害者コーカスは毎日午後2時から会合を開きました。障害を持つ女性約200人が会議やNGOフォーラムに積極的に参加し、他の女性と同じように、権利と平等を求めて奮闘しました。彼女たちは、具体的な国別、地域別、国際的行動計画とともに、障害者の機会均等に関する国連基準を実現するよう、それぞれの政府に対して要求していました。南アフリカ共和国の国会議員で、政治活動に加えて障害者の地位向上に取り組んでいるマリア・ランソーさんは言いました。「自分は絶対障害者にはならないと思っている人に言うてやるの。誰にでも起こりうるのだとね」。最終日に、彼女たちが幾分かっかりした様子で帰って行ったのを知って私は残念に思いました。しかし、障害を持つ女性たちは動き始めています。

少女コーカスは初日から盛り上がりました。どの国でも女の子は不平等に直面しているというのが一致した意見でした。中絶されたり間引きされたりし、生き残ったものも粗略な扱いを受けたり虐待にあたりします。インドでは、毎年1,500万人の女児が生まれていますが、このうちの大部分が15歳の誕生日を迎えることができません。少女が飢えや非識字、無知、搾取に苦しむことのない権利を認め、インド政府による少女のための国内行動計画(1991～2000年)についても論議がなされました。

北京会議を振り返ってみると、私たち女性は1つの使命を持って北京に集まり、そこでやりたかったことを実現したのだと思います。アメリカの、女性による環境と開発機構議長のベラ・アブザグさんは「私たちは世界中の女性を取り巻く万里の長城に登るために、ここ中国にやって来た」と述べていました。ここで得た経験とコミットメントのおかげで私たちは今後も情熱を持ち続け、私たちの決意を行動へと変えていくことでしよう。



▲アフリカの女性は、NGOフォーラムのシンボルマークをプリントした衣装で参加。

## ●行動綱領の採択を終えて

国連婦人の地位委員会日本政府代表 有馬真喜子

第4回世界女性会議は、350項目に及ぶ行動綱領を採択してその幕を閉じました。1975年の第1回からの会議を振り返ると、第1回は女性の地位向上のための世界的規模の行動の契機、第2回は女子差別撤廃条約の署名、第3回はナイロビ将来戦略の採択と、それぞれに女性の地位向上のための大きなエポックとなってきましたが、今回は、行動綱領のコンセンサス採択ということ以外に、私には真に女性問題が討議された会議であったという実感があります。

これまでは、冷戦構造の枠組みの中で女性問題が話し合われたため、東西対立やパレスチナ問題など、政治的なイデオロギーの問題で行き詰まってしまい、そこから前に進まないという観がありました。今回の会議では、行動綱領の細かい文言をめぐる、文化や宗教の違いによる主義主張のぶつかり合いがありましたが、それは、どんなに言論が自由になったか、どんなに人びとがフリーハンドを持つようになったかを反映していると言えましょう。文言もあえてはっきりした表現をしていない部分もありますが、宗教、伝統、国の政策など、それぞれ色合いの違う国ぐにが、合意を見出し、一歩でも前へ進もうとした姿勢の現れと、むしろ積極的に評価すべきだと思います。

また、今回の会議では、これまでのスローガンである「平等・開発・平和」に加えて、「行動」が強調されました。ポスト北京は、2000年までにナイロビ将来戦略を達成し女性が法制上の平等だけでなく実際の平等を享受することができるよう、政府とNGOが共に行動することが求められています。2000年に開催される第5回女性会議へのカウントダウンはもう始まったのです。(談)



▲インドの女性団体SEWAのワークショップ

## NGOフォーラム'95

アジア女性交流・研究フォーラム (KFAW) は、9月6日に2つのテーマでワークショップを開催しました。

1つは「環境と女性」をテーマとし、近代日本の工業化を牽引してきた北九州市が、成長と繁栄の歴史の反面、産業公害による大気汚染や海・河川の汚濁を経験し住民に深刻な健康被害を与えた実態と、これを克服するために家庭の主婦たちがどんな運動に取り組んだかを発表しました。生産性と利益優先の企業論理から発生した公害に対して、人間の生命や健康を守るという生活者の視点で女性たちは被害実態の調査をし対策を考えるなど地道な活動を積み重ねました。その結果、北九州市では企業と行政が一体となった環境保護・公害克服の取り組みへと転換が促され、また、この経験や産業技術の蓄積をもとに、環境保全技術を開発途上国に移転する国際協力システムへと発展してきました。先進国での公害克服運動の先陣を女性が切り開いた例はほとんどありません。運動の歴史や成果を物語る写真やパネル、ビデオ、報告に参加者はじっと見入り、聞き入っていました。

さらに、過去の活動だけでなく、保育所での絵本による幼児期からの環境教育、過剰消費のライフスタイルを見直すリサイクル運動、地方自治体の環境アジェンダ作成への提言活動など、今日の取り組みについても紹介しました。

21か国120人の参加者からは、「ゴミ減量化にはどう取り組んでいるのか」「農業を使わない安全な食糧生産のための取り組みはあるのか」など質疑も活発でした。中でも、香港の若い女性から「使い捨てをしないというライフスタイルを、このような国連会議できちんと表明し実行できる態勢を組むべきだ。コップや皿、スプーンなどを参加者は自分で持参し、使い捨て容器を使わないよう当局に署名をして申し入れよう」という大変具体的なアピールもあり、賛同を呼びました。

もう1つのテーマは「家族」です。ここでは、「日本の経済成長を家族がどう支えたか」について、24時間態勢で働く男性とそれを支えて家事・育児を主体に生活する女性という究極の性別役割分業に焦点をあてながら、さまざまな領域で男女共同参画が阻害されてきた実情を報告。特に、結婚や家庭が若い女性にとってそれ程魅力あるものでなくなり、そのため、晩婚化、未婚率の上昇が生じたことに触れ、さらにこれが少子化を伴い、労働力不足や高齢化社会進展を加速させている問題を説明しました。

しかし、イランやパレスチナのようなイスラム圏の女性からは、「男女がその特性に応じて異なった役割を担うことは不平等とは言えない。むしろ男性は経済的には強者であっても、家庭内では女性がリードしている。女性は家庭を守り家族を道徳的に導いてやるべきだ」という意見が出されました。また、中国の女性からは、「中国では家事も男女で平等に分担している。問題はない」との発言もありました。女性の権利が人権であり普遍的なものであるという理論に対して、宗教的価値に基づく解釈が優先する考え方という、今回の北京会議の行動綱領案をめぐる立場の相違が、このワークショップでも反映された形になりました。違った価値観を持つ女性が、未来に向けてどのように「共生」の視点を持ち、それぞれの女性の人権を守り、エンパワーしていくか、今後の課題だと言えます。

## ●世界女性会議を我が国で開催して

北京大学教授(中国) 齋文穎

私は、NGOフォーラムの成功について特に述べたいと思います。NGOフォーラムには、約200の国や地域から、2,000のNGO、31,000人が参加し、それぞれの国の、あるいは世界共通の女性の問題について意見を述べ、議論をたたく合わせました。女性たちが企画した催しは、ワークショップや展示、パフォーマンスなど5,000に上りました。第1回のメキシコの3,000人、第2回のコペンハーゲンの8,000人(ワークショップ150)、第3回のナイロビの13,000人(ワークショップ1,000)と比較して、女性たちの活動の世界的な盛り上がりを表すものでしょう。開催国の一員として、私は誇りと幸せを感じます。

私自身も「女性と高等教育」についてのワークショップを開きました。会場となったテントには、アジア・太平洋地域はもとより世界各国の人びとが集まり、女性の教育の必要性を討議し、それぞれの経験を報告し、今後の取り組みについて検討しました。

NGOフォーラムが、女性の連帯と地位向上のためのインパクトになるものと確信します。



KFAWのワークショップ



NGOフォーラム開会式

世界女性会議では、さまざまな場面で政府とNGOのパートナーシップが強調されました。行動綱領の第5章では、1996年末までに各国政府に行動計画を策定することを求めています。日本政府は、来年の夏までに行動計画案を作成する予定です。この中にNGOの意見を盛り込むためには、日本のNGOの連帯が欠かせません。KFAWでは、11月19日に北京会議に参加したNGOの報告会を開催し、その中で今後のネットワーキングや活動の方向を探る予定です。多くの皆さんの参加をお待ちしています。また、具体的な提案がありましたら、KFAWまでお寄せください。

# いま、女性たちは—WOMEN TODAY—

## 戦後50周年と世界平和



国連大学上級副学長  
東京大学教授

杉本 洋

20世紀後半はいろいろな意味で大きな変動の時期であったと後世の歴史家は回顧するのではなからうか。第2次世界大戦後半世紀、一体何が起きたのだろうか。

第1に、国際関係の法制的整備があげられよう。国際法や国際機構の数の増加はめざましい。17世紀の30年戦争以来の趨勢ではあるが、20世紀後半に達成されたものはそれ以前の数世紀の累積数をはるかに凌駕している。それだけ国家が同じ土俵でその行動を律し合っている度合いが増えたとも言えるだろう。捕虜の扱い方、航行の仕方、防腐剤の使い方、公害の防止、財の貿易でも、とにかく何らかの合意が部分的にある場合が多い。そして合意がカバーする領域が国家的公共的なものから個人的私的なものへと着実に展開している。

第2に、経済的相互依存の進展があげられる。国境を越えた貿易や投資は言うに及ばず、国際金融取引の増加は、とりわけこの10年間に著しい。1985年から1986年の1年間に財・サービスの貿易高を通貨貿易高が凌駕するに到ったのである。その後もその趨勢はさらに増強されている。経済活動が国境を気にしなくなってきている。世界経済の成立、そして世界市場の自由化の趨勢は、この半世紀に非常な勢いで進展しているのである。それだけ経済的利害の共有部分が拡大しているとも言える。自由な経済活動によって繁栄する人びとの数が増加しているはずである。

第3に、民主化の進展があげられる。民主化とは政治に参加する人びとの増大と政治の仕組みの自由化である。少数の人びとが多数に関係なく勝手にやる政治から、次第に着実にそうでない方向に多くの社会で向かっているのである。とりわけ20世紀第4・四半世紀における民主化の進展はめざましい。現存の200の国家のうち、民主主義的体制を維持している国家の方がはるかに多くなってきている。言うまでもなく、民主主義の深さについては多様性を認めないといけませんが、最低の基準である自由秘密選挙で政治代表を選択する仕組みを比較的に安定的実効的に維持している社会の数は飛躍的に増加しているのである。

このような趨勢は、実は200年前にイマヌエル・カント（ドイツの哲学者）が「永遠平和のために」の中で勧告していることである。独裁君主が戦争に明け暮れていた当時の欧州でこのような考えを展開していたことはひとつの驚きである。それだけ先を見る洞察力、予見力をカントが持っていたことを示しているからである。

しかし、このような3条件だけで世界永遠の平和が達成されるだろうか。長期的な趨勢としては確かに妥当しているようにも見える。実際、科学的な実証研究の多くは、このようなカントの洞察の正しさを証明しているようである。

多くの人びと、とりわけ政府指導者の多くは、カントのような考え方とは別な考え方をする場合が多い。カントが理想主義者だとすれば、彼らは現実主義者なのである。現実主義とは戦争によって平和が達成されると考える。戦争は平和達成の一手段であると考え。戦争が恒常状態でないようにするには、次の2つのうちの1つが実現されるようにつとめるのがよいという。

第1は勢力均衡である。主要大国がその力を競い合い、ドングリの背比べのように、チェックとバランスが働き、牽制、抑制し合う仕組みを国際的につくり出すことが平和達成の秘訣なりという。

第2は圧倒的優勢である。勢力均衡というよりは1つの国家が圧倒的に優勢になり、それが平和達成の最大の条件なりとする考え方である。実際、20世紀後半はアメリカが圧倒的に強く、それが長い平和を達成したと言えるかもしれない。従って、中国のような国がたとえば半世紀後にそのような状態に近づくにつれ、まわりの国家はそれに対抗しようというよりは、それになびくと見るのである。

日本はどの考え方を強調しているのだろうか。カントの3個の考え方に過大な信を置かず、しかし、そのような趨勢の中に好条件の醸成を見ているようである。とりわけ、総合的安全保障の根底にある考え方には相互依存の考え方が強く出ているし、政府開発援助大綱の政治的条件の1つとして民主化がある。そして、一般に穩便に国家間の国際的合意によって紛争を平和的に解決しようという憲法の原則は尊重されている。

しかし、同時に現実主義の2つの原則も必要な限り注意が払われているようである。戦後50周年はこんなことをも考えてみるよい機会なのだろう。

## 海外通信員レポート 〈テーマ 女性と労働〉

## ワーキングガール

郭 学 徳さん&lt;中国&gt;

1980年代以降、「ワーキングガール」という特殊な労働者集団が、中国の女性労働者の中に登場しています。ワーキングガールとは、農村部に暮らしながら都市で働いている若い女性たちのことです。

ワーキングガールの現象は、改革開放政策による産業化と近代化の波とともに、沿海部の先進都市で起こりました。深圳市では早くから衣料や玩具などの軽工業が発達していました。このような産業の多くは労働集約型で、労働者に求められる知識や技能のレベルはさほど高くなく、従って農村の若い女性たちにはうってつけでした。また、企業側と農村の女性たち双方のニーズも合致しました。ワーキングガールの賃金は、正規雇用の女性の賃金よりも安く、さらに、彼女たちは地方の農村出身のため都市部に長期間住むことはできません。企業は、幼稚園や住居など非生産的な支出を削減できるだけでなく、労働者の交替制を導入して労働力を最大限に活用することができます。一方、女性たちにとっては、労働内容はかなりきつく、労働環境や保護の状態は悪く、賃金が低いにもかかわらず、それでもなお、農作業に比べれば楽で、労働の対価は農村の数倍、もしくは10倍以上にもなります。最も重要なのは、面白みがなく退屈な農村に比べ、都市での生活は魅力的であるということです。従って、農村の若い女性たちは次から次へと故郷を離れ、魅力あふれる見知らぬ都市に飛び込んで行ったわけです。

「農村の女性」から「都会で働く女性」への変化は、単なる役割と環境の変化だけではなく、ライフスタイルの変化を意味し、彼女たちの生活や考え方は一変します。洋服や化粧、会話、立ち居振る舞いなどが変わり、将来の展望や知識の幅も広がってきます。綿織物の工場で働くある女性は、「私は都会の生活が好きです。仕事の後は友達と映画やダンスに行きます。でも生まれ故郷では、夜になると真っ暗になってしまいます。都会で暮らしたら田舎の生活には馴染めなくなりました」と言っています。

ワーキングガールは農村の人びとと都市の人びとの中間に位置する集団です。彼女たちは農村出身者と都市労働者という2つの顔を持っており、彼女たちの立場は矛盾したものとなっているようです。5年間北京で働いているある女性は、当惑した様子でこう言います。「私は、自分を北京市民だと感じたことは1度もありません。いつもほかの人への劣等感を感じます。でも、自分は完全に農村の人間だとも思えません。今、いい生活をしているし、お金もたくさん稼いでいます」。

ワーキングガールは、中国の農村の女性たちの過渡期の姿です。社会の発展とともに、ワーキングガールの集団は分裂し、一部は都市のキャリアウーマンとなり、他方は、出身地の農村に帰って行くでしょう。しかし、彼女たちは、新しい考え方や技術も一緒に持ち帰るのですから、もはや以前の農村の女性ではありません。ワーキングガールという社会現象の評価は別にして、彼女たちが、農村の女性の変化を促し、彼女たちの自由と発展を進めてきたということは確かです。

## カトマンズの女性露店商

Jamal Devi Shresthaさん&lt;ネパール&gt;

都市部では人口が増加しているため、カトマンズの露店商は毎日繁盛しています。この商売は、若者も男性も女性も同じようにやっています。女性にとってこの商売は、男性の商人と競争しなくてはならないことと、うだるような暑さと雨に耐えなくてはならないこと以外には、何の障害もありません。露店商は人通りの多い歩道やバス停、学校のそば、公園などにいます。露店商が売っているのは、野菜や果物、プラスチック製品、煙草、茶、スナックや菓子、安物の化粧品、既製服や古着など、日常使う値の張らないものです。

カトマンズでは、露天商は「ナングロ・パサル」と呼ばれており、これは文字どおり、お盆(Nanglo)の上で開く店(Pasal)、つまり非常に小さな規模の商売という意味です。ナングロ・パサルの道具一式は、竹で編んだ籠1つと丸いお盆1枚です。籠は場所から場所へと移動する際に物入れとして使われ、お盆は籠の蓋として使い、また商品を売る際には、このお盆の上に商品を陳列します。商売の駆け引きや値段の交渉に関しては、女性は男性に引けを取りません。

この商売は、ほかの雇用労働に比べれば独立しており、初歩的な商売感覚と計算能力があればそれ以上の教育は必要ではないので、主婦の副業としてはぴったりです。ほんの少しの貯金があれば誰にでもできて、家計を補い自分が欲しいものも買うことができます。商品の変更もさしたるリスクを負わずにできます。露店商は都市への移住者、特に女性たちにとって理想的な職業になりつつあります。他の職業への就職には熾烈な競争が伴うことを考えれば、女性たちにとってこの商売は非常に魅力的なものに感じられます。

露店商の女性は増える一方ですが、この件に関して政府は何の方針も打ち出していないため、この商売が本質的にどのようなものであるかは、依然として不確かなままです。カトマンズでは、まちを清潔に保ち、通行人や車の交通の支障にならないように露店商の禁止区域を設けました。しかし、依然としてかなりの数の人たちが禁止区域やその周辺で商売を続けています。そのため、警察と露店商の間で毎日たちごっこが展開されています。



## モンゴル遊牧民の女性

ビャラ・サンジテマーさん<モンゴル>

モンゴルは、自然に満ちた広大な国です。この大きな領土に人口は少なく、人口密度は1km<sup>2</sup>あたり1.3人です。田舎では、さらに人口が少なく、1~3キロ先の人、ゴビのようなところでは5~10キロ離れている人を近所の人と言います。ゴビ、草原、森林草原地帯に生活している人びとの暮らしはそれぞれ違います。モンゴルの遊牧民は、厳しい自然と四季に合わせて住む場所を選んで移動しながら暮らしています。乾燥した年の夏は、2~3回あちこちへ移動することもあります。このような状況で、女性たちはどのようにして働いているのでしょうか。

田舎の女性たちには、一定の労働日や労働時間というものがありません。仕事が終わったら、そのとき休みます。女性の労働時間の始まりは早く、仕事の少ない夏でも5時か6時です。早く起きるのが習慣となっていて、早朝から家畜の世話をします。日が昇ってから沈むまで、太陽と競争するように牧畜や家事や子供の世話などを全部行います。一緒に住むのは1~3家族だけですから、保育園や幼稚園がありません。そのため母親は、自分のやっている仕事を子供が小さい頃から見せて教えているのです。このようにして、田舎に育つ子供たちは、小さくても大人の仕事ができるようになります。放牧は男性の仕事で、女性は乳しぼりや家事をするのですが、ときにはラクダに水を飲ませることや放牧など男性の仕事をすることもあります。1頭のラクダが1回に60~80リットルの水を飲むので、10リットルの水汲み用の桶で遠くの井戸から

水を運んで飲ませます。ゴビでは水の問題が大変です。

牧畜の仕事は四季それぞれの特色があります。関連する女性の仕事もさまざまです。秋は収穫をして家畜の飼料を作って冬の準備をします。冬は家畜が出産するので、夜も番をして生まれた家畜を育てます。春、暖かくなったら家畜の毛を刈ります。そして夏営地へ遊牧します。夏は女性にとって他の季節より忙しくありません。学校が休みになるので、男の子は放牧、女の子は家事を手伝います。夏の女性たちの仕事は、乳製品を作って冬の食料の準備をすることです。また、春に刈った毛でフェルトと衣服を作ります。まず家族の必要を満たして、余分に出るミルクや肉、毛皮などを売ります。田舎に住む女性たちは、妊娠中でも出産した後でも、家事や家畜の世話などの軽労働をやります。新鮮な空気の中に住み働いているおかげで、田舎の女性たちは町の人より体も丈夫で、目も歯もとても丈夫です。



## 児童労働

A. Dassさん<インド>

現在インドには最低4,400万人の児童労働者がいます。子供たちを無理やり働かせて生活費を稼がせる一番の原因は貧困です。

インド南部の都市サレムは銀細工装飾品の主要生産地であり、児童労働が広く行われています。私が所属するPOLEというNGOでは、サレムの児童労働の現状を調査しました。

子供たちは、ときには2キロ以上も歩いて職場に行き、朝8時頃から夕暮れまで働きます。半分お腹を減らしたままで働き、腹痛を起こすこともあります。そして多くの場合、1月に300~600ルピーという法外に安い賃金で働いています。日曜日が唯一の休日、土曜日も半日働きます。

銀細工工場では、合計1,038人の子供が働いています。6歳から15歳までの子供たちで、彼らは酸などの危険な化学物質を扱い、しばしば手や足にやけどを負います。6歳のラヴィチャンドランは、仕事をやる休みしたというだけで父親に殴られました。この子は雇い主にも脅され、虐待されました。一般的に事態は次のようなパターンで進行します。必要に迫られた親たちは、たとえば10,000ルピーを、銀細工工場のオーナーから前借ります。返済は、幼い息子や娘が工場で月額350ルピーという低賃金で働いて行きます。子供たちはまるで罫にはまった鼠のようです。人間の子供としての権利、すなわち、教育の権利や十分な食物を与えられる権利、子供としての喜びを味わう権利を剥奪されています。

児童労働を撤廃するという事は難しい課題ではありますが、不可能なことではありません。児童の健全育成のための責任は地域と家庭が分かち合わなくてはなりません。児童労働には次のような背景があることを認めなければなりません。

- (1) 農業制度はバランスを欠き、貧困者たちのニーズにできていないこと。
- (2) 成人の失業が多いこと。
- (3) 親たちは、学問にばかり重点を置いて職業訓練に重きを置かない教育システムを機能的ではないと考えていること。
- (4) 学校施設が荒廃していること。
- (5) 教師や教育者の一部に、積極的な姿勢やビジョンが欠けていること。
- (6) 親や保護者たちの意識が低いこと。

従って、問題解決のためには、インド憲法にうたわれている子供の義務教育、16歳以下の子供の職業訓練、両親や保護者のための成人の義務教育、家庭のための道徳教育などを検討する必要があります。

子供たちには、愛情に満ちた養育を受け、子供としての喜びと自由を享受する権利が与えられています。子供たちからこの権利を剥奪すれば、彼らは歪んで成長します。抵抗の精神は破壊的な否定思想を育てるのです。強制的な児童労働は、導火線の短い時限爆弾です。今日の権利を剥奪された子供たちは、明日は権利を剥奪された若者になっています。行動を起こすときは今なのです。



## タイのウーマンリブ1号

北原 広子さん<タイ>

タイに来た日本人が一樣に驚くのは、女性がよく働くということです。「タイのビジネスでは女性の方が信用できる」、「日本から来たばかりの頃は医者も女性が多くて不安だったが、タイに慣れたら男の医者だと不安になる」など、こんな種類の話には事欠かず、私の知るかぎりその反対の感想を述べる人は皆無です。

先日、私が通っているタイ語学校で、実話に基づいたタイのウーマンリブ1号の女性の映画を見ました。アムデーというこの女性は、勉学に興味を持ち、女性に読み書きが必要でなかった当時としては珍しく、寺の学校で読み書きを習います。そして男性による女性の売買が自由という慣習に疑問を持つのですが、父親によって、地元の金持ちの男に5人目の妻として売られます。彼女は激しく抵抗しますが連れ去られます。同じ女性として彼女の母も悲しみますが、どうすることもできません。夫はそんな妻に向かって「おまえも売ってしまうぞ」と脅します。妻や娘の売買は当時合法だったということです。わずか150年程前のことです。強い意志でアムデーは、最後の手段として国王への直訴を実行しました。直訴自体、女性が行うことはありませんでした。その結果、女性の売買は禁止されることになったという内容です。

この映画に描かれている男性は、ばくちを打ち酒を飲む場面が多く、働くのは女性でした。タイ語学校の先生は「これがタイの伝統です」と言います。そう言われると現在もこれが生きているようです。たとえば、親が娘を売ってバイクや電化製品を購入す

るということが今も完全にはなくなっていないし、女性が一家の稼ぎ手ということは、特に庶民の間では普通です。売春婦の調査でも、ほとんどは家への仕送りのため、タイの場合、一家を養うという責任は伝統的に女性の方にあるようです。

タイでは民間でも公務員でも女性が比較的高い地位にたくさんいますし、普通は男女による賃金差別もありません。結婚したら、あるいは子供ができれば家庭に入るという発想もあまりなく、女性にとって働きやすい環境のように思われるのですが、実のところ女性の負担が重すぎるようです。これまでは、家事や育児は大家族で助けあったり、使用人を雇うことで切り抜けることができましたが、工業化、核家族化が進み、特にバンコクではすでにどちらでも難しくなっています。家庭内でも経済面でも女性が重い責任を負うことになると、結婚や出産を拒否する傾向も助長されるに違いありません。



市場で働く母子

## 政府所有地で働く小作農の女性

Seemi Waheedさん<パキスタン>

ラホールはパンジャブ州の州都です。パキスタンで最も古い都市の1つであり、その歴史的遺跡でも有名です。

シャーミンは34歳。ラホールの西部地区に住んでいます。この地域には1,500世帯が居住しています。住民の職業はさまざま、事務員、日雇い労働者、架線工、牛乳屋、小作人、小さな八百屋、自動車工など多彩です。

シャーミンには姉妹が4人と弟が1人います。女のきょうだいは学校に通ったことはありませんが、弟は5年間の学校教育を受けました。シャーミンは17歳で結婚し、結婚9年目に夫が亡くなりました。そして1年後に夫の弟と再婚しました。彼女の子供のうち5人目までは最初の夫との間の子供で、後の2人は2人目の夫の子供です。最初の夫は床掃除夫で、貯蓄もある程度ありました。このお金でシャーミンは150平方ヤードの土地を購入し、家を建てました。家は2部屋で屋外に風呂とトイレがありますが、夫が途中で亡くなったために建設作業は完了していません。

シャーミンの一家は、政府所有地で小作農として働いており、リースで借りた3エーカーの土地を耕しています。政府の所有地は全部で75エーカーで、15世帯ほどがこの土地を耕作しています。土地は1年ごとの契約で、新しく契約された土地の借地料は、1エーカーあたり8,500ルピーでした。ほうれん草、からし菜、オクラ、とうがらし、かぶ、なす、かぼちゃ、コリアンダーなどを栽培し

ます。野菜は15キロほど離れたところにある卸売市場で売ります。ときには、沿道の青空市場で自分で作物を売ることもあります。

一番下の子供を身ごもったとき、シャーミンが仕事を休んだのは出産の前日でした。子供を産んだ後、4日間家にいて、5日目にはもう畑で働いていました。彼女はもうこれ以上子供は欲しくないと考えています。しかし夫はもっと子供が欲しいと言います。彼女自身、高血圧を患っていますし、貧血症でもあります。夜明けから夕暮れまで、時間はすべて野菜の摘み取りに費やされます。農作業は中腰ですするため、背骨も傷めています。

シャーミンは自分の意見を持った大胆で勇気のある女性です。我が家の建設作業を何とか完成させたいと願い、畑で一生懸命働いています。



▲収穫したかぶを麻袋につめるシャーミンの一家

# 女性の地位向上のための行政官セミナー

アジア女性交流・研究フォーラムでは、JICA九州国際センターの委託を受けて、7月2日～7月24日に第5回女性の地位向上のための行政官セミナーを行いました。このセミナーは、女性行政のマネジメント能力の向上を図るとともに、女性問題の解決に向けて各国が情報交換を行うために毎年実施しているものです。今回は、アジア、アフリカ、中南米の10か国から10人の女性問題担当行政官が参加しました。

ここでは、この研修プログラムの1つとして行われた公開のカントリーレポート発表会の中から、バングラデシュ、ホンデュラス、インドネシアの研修員の発表内容について、その一部を紹介します。



## バングラデシュ

バングラデシュは、わずか147,570km<sup>2</sup>の国土に、世界第8位の人口、1億1,800万人が住んでいます。経済的に立ち遅れており、1人あたりのGDP(国内総生産)は230ドルで、1988年～1989年には、都市部の44%と農村部の48%が貧困ライン以下の生活を余儀なくされました。

バングラデシュの女性は大半が農業に従事し、男性よりも貧しさに苦しんでいます。女性の平均賃金は男性の2分の1以下です。また、女性の平均寿命は56.8歳、男性は57.4歳。乳児死亡率は、出生数1,000あたり女児は105から125であるのに対して、男児は90から115です。成人女性のカロリー摂取量は男性より19%少なく、5歳から14歳の女子では11%、5歳未満の女児では16%少なくなっています。1994年の就学率は、男子の44%に対して、女子は24%です。

男女の不平等と差別は出生と同時に始まり、死ぬまで続きます。家父長制によって女性は常に従属と依存を余儀なくされ、子供の養育という役割を専ら背負うこととなります。女性は家族の中で中枢的役割を果たしているにもかかわらず、家族や地域の意思決定に関しては完全に男性中心です。これらの性的差別は、文化的障壁、偏見、宗教的禁令の間違った解釈によってつくられてきたものです。

近年、土地を失い、貧困に苦しむ家族が増大するという状況の中で、持参金を基礎とする結婚が増えています。多くの貧困家庭の財産の減少は、女性が雇用の機会に恵まれず、また労働に見合った収入を得られないということから生じ、その結果、女性はますます自分の親や夫の家族にとって経済的重荷と見られることとなります。持参金ベースでの結婚制度によって、女性に対する日常的暴力事件が増加しているとの報告があります。結婚によって家族にもたらした資産が不十分であるという理由で、現実には女性は犠牲にされ、虐待されているのです。

## ホンデュラス

ホンデュラスは中央アメリカに位置し、人口は約425万人で、女性の占める割合は50.3%です。女性の人口のうち、53%が都市部に、47%が農村部に住んでいます。人口構成は15歳以下が47%、65歳以上が3.5%で、生産労働層に大きな経済負担がかかっています。

ホンデュラスは、ラテンアメリカの国々の中でも最も貧しい国の1つです。貧困家庭の割合が1989年に68%であったのが、1991年には73%に上昇し、また国民の80%が生活の基本的ニーズを満足させるだけの十分な収入を得ていません。家族支援プログラムのような社会保障政策が実施されていますが、貧困や失業問題を解決するのに十分ではなく、特に対外債務の利息の返済は、保健と教育分野における国家予算の膨大な不足をもたらしました。

ホンデュラスの世帯数は約76万で、そのうち女性世帯主の家庭は21.7%です。現在、こうした女性世帯主、農村部や少数民族の女性など弱い立場に置かれた人びとの生活環境の向上に力を入れています。女性1人あたりの出生児数は、1985年時点で平均6人、1994年には5人に減少しましたが、農村部では現在でも平均7人で、合計特殊出生率はラテンアメリカで一番高くなっています。

女性の経済活動人口は、その7割が都市部に集中し、残り3割が農村部で働いています。近年、都市部の方が就職のチャンスにも恵まれているので、都市への人口流入が盛んになっています。女性の方が男性より移住傾向が強く、女性の多くはメイドあるいは工場労働者として働いています。工場での仕事としては、特に婦人服の製造が多く、これらの分野ではそれほど高い技能を必要としないため、従業員の大半は、平均6年の学校教育しか受けていない、15歳から25歳くらいの若い女性です。

しかし、ホンデュラスの労働市場は、これら都市へ流入してきた新たな労働力をすべて吸収できるほど大きくはなく、女性の多くはインフォーマル・セクターに従事しており、保証や融資制度も受けられず、法的保護もないという厳しい現実に直面しています。

## フォーラムの窓

### SEWAのこと

女性のエンパワーメントの実践事例としてよく知られているインドのSEWA (Self Employed Women's Association) を訪ねる機会を得た。短い訪問ではあったがその運動の力強さに打たれ、またこのアプローチが経済状態や社会構造は異なるものの、日本においても適用可能であることを痛感した。

SEWAは、荷運び、道脇での野菜売り、タバコ巻き、線香作り、家畜の世話などの、さまざまなインフォーマル・セクターで働いている、その日暮らしの女性の労働組合である。このようなインフォーマル・セクターの、雇い主も確定できない自営業者や請負労働者の組織を、労働組合として社会的に認知させたことは画期的なことである。こうして弱い立場の女性を組織化することにより、それまで彼女たちが被っていたさまざまないやがらせや、法の規定を無視した悪い労働条件を改善させたり、労働の権利を要求したり、また政策決定の場に自分たちの意見を反映させることに成功してきた。

日本でもパートタイムの労働者や派遣労働者といった、通常の労働者とは異なる雇用形態の、悪い条件で働く労働者が、産業構造の変化と不況により増えており、この多くは女性である。これらの労働者は雇用形態が多様である上に、孤立して働いていることも少なくなく、組織化が遅れている。SEWAのアプローチは、これらの日本の未組織労働者の労働の権利を保障し、労働条件の向上を図るにあたり参考になる。

また、日本では、中高年女性の就業機会は若年層に比して非常に少ない。不況になると、働き続けてきた女性が先ず解雇の対象になるなどの状況もある。SEWAの活動は、このような労働の権利を否定された日本の女性たちの労働の権利を主張するにあたって役立ちそうである。

SEWAは、労働組合と協同組合事業を柱とする女性運動である。協同組合事業では共同購入や販売のほか、銀行、保険などの市場経済活動を行っている。それによって、これまでこのような経済活動の便益とは縁がなかった女性たちが、融資を受けられたり、医療保険で守られるようになった。またこの事業を通じて女性の雇用の場を創出することも目指している。同様の活動は日本でもすでに労働組合やワーカーズコレクティブなどで行われているが、必ずしも女性の力をつけることを最優先課題としているわけではない。これらの既存の活動に女性のエンパワーメントの視点を入れることの必要性をSEWAの活動は示唆している。

人口の急速な高齢化、高齢人口の女性化の進行という日本の現状を考えると、今後は高齢者の女性が社会の変革の担い手として立ち現われる必要があると思える。SEWAの活動はこのような新しい社会変革の主体をどう作り出すかという点でも示唆的である。

(財)アジア女性交流・研究フォーラム  
主任研究員 織田 由紀子



### インドネシア

インドネシアにおいては、5年に1度の国民協議会で策定される国策大綱によって、女性と男性の平等な社会参加が強調されており、これが5か年開発計画の方向を指し示しています。

教育制度の拡充にはめざましものがあり、6年の初等教育の確立に伴い、義務教育を9年制とし、現在その普及につとめています。1980年から1990年の間に識字率は女性が63%から79%に、また男性は80%から90%に上がりました。1978年から1989年の間に、各教育レベルでの女生徒の占める割合は、中学校では41%から45%に、高校では37%から45%に、さらに大学レベルでは28%から38%に上昇しました。

こうした女性の教育レベルの向上により、結婚年齢が上がり、家族の規模も縮小され、それが女性の労働参加に拍車をかけています。女性の労働力率は1980年の32.7%から1985年の37.6%、1990年の39.2%と増加してきました。女性の多くは、インフォーマル・セクターを中心に、農業、小売業、金融、サービス業などの分野にも参入してきています。こうした状況を踏まえ、インフォーマル・セクターでの女性の労働の生産性を上げ、家族福祉の充実を図るためのいくつかの施策が講じられてきました。そのうちの1つとして、フォーマル・セクターとインフォーマル・セクターとを結び「里親制度」と呼ばれるものがあります。これは、大規模産業がインフォーマル・セクターに従事する男女労働者に貸付けや技術援助を行い、原材料、販売経路等を与えながら支援していくという制度で、ここ数年の間に国内に広がっています。このほか、2,500万人に及ぶ貧困層を対象に、学習活動や技術訓練、指導などを内容とする所得向上プログラムを実施しています。

また、保健については、各村または各地域に3人から4人の女性の総合保健職がいて、5歳以下の乳幼児や妊婦、授乳期の母親に対して、総合的な保健医療サービスを行っています。「2000年までにすべての人に健康を」というWHOが提唱するスローガンのもと、こうした努力に支えられて、乳児死亡率を1983年の90.3(出生数1,000あたり)から1993年の49.8まで減少させることができました。



▲東朽網小学校訪問

# INFORMATION

## ●第6回アジア女性会議—北九州

- と き：1995年11月17日(金)～19日(日)
- と ころ：北九州市立女性センター(北九州市小倉北区大手町11-4)
- テ ー マ：女性と労働 —女性のエンパワーメントをめざして—

1975年の国際婦人年以来、女性の地位向上のための国際的な取り組みが行われてきましたが、「女性は世界の人口の半分であり、労働時間の3分の2を働いているにもかかわらず、所得の10分の1、富の100分の1を占めるにすぎない」という現実が今も続いています。

現在、世界経済の再編が進む中で、女性の労働力率の大きな高まりが見られますが、女性の多くは、パートタイム労働などの、言わば主婦労働の延長でしかないような、不安定で低賃金の周皮的労働に従事しており、世界レベルで「労働の主婦化」が進行しています。

そこで、この会議では、21世紀に向けて地球社会の持続可能な発展のためには、開発への女性の参加と女性のエンパワーメントが必要であるという認識のもとに、性別役割分業に基づく現行の社会経済システムの見直しを目指して、女性と労働をめぐるさまざまな課題について考えることとします。

### ◆プログラム◆

#### 11月17日(金)

- 14:00～16:00 大沢真理講演会
- 18:00～21:00 アジアシネマ

#### 11月18日(土)

- 13:30～17:00 国際シンポジウム
- 【パネリスト】
- カリーナ・コンスタンティーノ・デイビット  
(フィリピン大学教授・フィリピン)
- バスマ・タンビ・ドライ  
(国際自由労連アジア太平洋地域組織女性局長・マレーシア)
- 松井やより (アジア女性資料センター代表)
- 上野千鶴子 (東京大学教授)
- 西川 潤 (早稲田大学教授)
- 【コーディネーター】
- 藤井紀代子 (ILO 東京支局長)
- 13:00～18:00 アジアバザール
- 17:10～18:00 市民交流会

#### 11月19日(日)

- 10:00～12:30 世界女性会議NGOフォーラム報告会  
—北京から21世紀を創るために—
- 第4回世界女性会議のNGOフォーラムに参加した団体による報告ならびに情報交換を行います。
- 13:30～16:40 研究と討論
- 第1セッション 13:30～15:00  
テ ー マ：アジアの女性労働  
—パキスタンを中心として—
- 第2セッション 15:10～16:40  
テ ー マ：アジアの経済開発と家族変動  
—マレーシアを中心として—

## ●出版物のごあんない

### アジア女性研究 第4号

第5回アジア女性会議—北九州において開催された国際シンポジウム「女性と家族」と上野千鶴子講演会「近代家族の成立と終焉」を収録。フィリピンとタイにおける中間階層の研究や自由投稿論文も掲載し、現在発売中です。(1冊1,000円、送料310円)

### 海外通信員レポート集 Vol.4 1994—1995

「女性と家族」をテーマに書かれたフォーラムの海外通信員のレポートを1冊の本にまとめました。家庭内暴力や女性の世帯主、中国のマスオさん現象、ネパールの母の日など、興味深い内容でいっぱいです。日本語と英語の同時編集版で、近日発売予定です。(1冊800円、送料310円)

## 編 集 後 記

世界女性会議でも女性の貧困緩和が重要な課題として議論されました。そこで、ネパールのNGOスタッフの声を紹介します。彼らは、女性の所得向上プロジェクトで作る品物の市場を求めていると同時に、参考になるような手芸品のデザインブックやサンプルが欲しいとのこと。協力できる方があれば是非ご連絡ください。〈S〉



財団法人 **アジア女性交流・研究フォーラム**

〒803 北九州市小倉北区大手町11-4 北九州市大手町ビル3F  
TEL(093)583-3434 FAX(093)583-5195